

踏切対策の流れ

- ・ 全国の踏切を対象に踏切交通実態の総点検を行い、緊急に対策が必要な箇所を確定。
- ・ 踏切道改良促進法の法指定により、より円滑な改良促進を図る。

全踏切 (約36,000箇所)

■踏切交通実態総点検

○主な点検項目

- ・ 踏切道の構造・・・踏切車道幅員、踏切歩道幅員、線形 等
- ・ 交通状況・・・渋滞長、滞留数 等

■緊急対策踏切の抽出、確定

○対策となる踏切

- 開かずの踏切、自動車交通の著しい踏切
- 歩行者が交通が著しい踏切、歩道が狭隘な踏切 等

○地域の実情を踏まえた整備計画の検討

踏切道改良促進法による法指定

- ・ 法指定により、円滑な対策実施を図る。

対策の実施

踏切道改良促進法の概要

踏切道改良促進法とは

- 踏切道の改良を促進することにより、交通事故及び交通の円滑化に寄与することを目的としたもの。
- 国土交通大臣が改良すべき踏切道を指定し、その指定された踏切道について鉄道事業者及び道路管理者が協議して計画を作成し、改良を実施する。

<指定手続きの流れ>

